

沖縄県中山間地域等直接支払事業補助金等交付要綱

制 定 平成 13 年 1 月 26 日付け農政第 1990 号
最終改正 令和 8 年 5 月 14 日付け農計第 189 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、中山間地域等の農業生産不利地域における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 392 号農林水産事務次官依命通知）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知。以下、「推進交付金交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成 28 年 4 月 1 日 27 生産第 2855 号農林水産省生産局長通知及び平成 28 年 4 月 1 日 27 農振第 2219 号農村振興局長通知。以下「推進交付金実施要領」という。）に基づく交付金の交付等に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村及び多面的機能保全推進協議会（以下「推進組織」という。）に補助金等を交付するものとする。その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率)

第 2 条 第 1 条に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表 1 及び別表 2 に定めるとおりとする。

(相互流用の禁止)

第 3 条 別表 1 の事業の欄に掲げる各事業の経費は、相互に流用をしてはならない。

(補助金等の交付申請及び補助金交付決定前着手)

第 4 条 補助金等の交付を申請しようとする市町村及び推進組織は、毎年度知事が定める日までに、補助金等交付申請書（第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 推進交付金実施要領に基づき、補助金の交付を受けようとする市町村及び推進組織は、補助金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した補助金交付決定前着手届（第 1 号の 2 様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 5 条 知事は、第 4 条の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、補助金等決定通知書を市町村長及び推進組織の長に送付する。

(補助金等の概算払申請)

第 6 条 市町村及び推進組織は、補助金等の概算払を受けようとするときは、事業補助金等

の概算払請求書（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、各四半期ごとの出来高見込みを概算請求限度額とする。

（事業内容及び経費の配分の変更）

第 7 条 市町村及び推進組織は、補助金等事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な変更を除く）しようとするときは、変更承認申請書（第 2 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、別表 1 の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

（完了予定日の変更）

第 8 条 市町村及び推進組織は、補助金等事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助金等事業の遂行が困難となった場合においては、補助金等事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助金等事業の遂行が困難となった理由及び補助金等事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第 9 条 市町村及び推進組織は、補助金等事業の遂行について、補助金等の交付のあった年度の 12 月 31 日現在において第 3 号様式により遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 20 日までに知事に提出しなければならない。

ただし、第 6 条に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

（実績報告）

第 10 条 規則第 12 条に基づく実績報告については、補助金等の交付の決定のあった年度の 3 月 31 日までに第 4 号様式により実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（補助金等の確定通知）

第 11 条 知事は、前条に基づく実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助金等事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容（第 7 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、市町村及び推進組織に通知する。

2 知事は、市町村長及び推進組織の長に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずる。

3 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内（ただし、市町村が、当該補助金等の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、補助金等の額の確定の通知の日から 90 日以内で知事が定める日以内とすることができる）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(決定の取り消し)

第 12 条 知事は、次に掲げる場合には、第 5 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 市町村及び推進組織が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 市町村及び推進組織が、補助金等を補助金等事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 市町村及び推進組織が、補助金等事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金等事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

(補助金等の精算払請求)

第 13 条 市町村は、補助金等の精算払を受けようとするときは、事業補助金等の精算払請求書（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限及び管理)

第 14 条 規則第 20 条第 2 号の規定に基づく知事の定める財産は、1 件の取得価格が 50 万円以上の機械及び器具とし、その処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は推進交付金交付等要綱第 22 第 2 項に定めるところによる。

- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。なお、第 1 項に定める財産については、処分制限期間内において、知事の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（第 7 号様式）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業の効率的推進)

第 15 条 市町村及び推進組織は、本要綱の補助金等事業に係る間接補助金等の交付の決定をする場合においては、本事業の効率的かつ重点的な推進が図られるよう留意するものとする。

(証拠書類等の保管)

第 16 条 市町村及び推進組織は、事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第 17 条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所管の農林水産振興センター又は農林土木事務所を経由しなければならない。

附則

この要綱は平成 13 年 1 月 22 日より施行し、平成 12 年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は平成 16 年 7 月 26 日より施行し、平成 16 年度予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は平成 17 年 8 月 24 日より施行し、平成 17 年度予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は平成 22 年 9 月 15 日より施行し、平成 22 年度予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は平成 23 年 5 月 2 日より施行し、平成 23 年度予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日より施行し、平成 27 年度予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日より施行し、平成 28 年度予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は令和 2 年 8 月 7 日より施行し、令和 2 年度予算から適用する。

附則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日より施行し、令和 3 年度予算から適用する。

附則

この要綱は令和 4 年 8 月 24 日より施行し、令和 4 年度予算から適用する。

附則

この要綱は令和 7 年 4 月 30 日より施行し、令和 7 年度予算から適用する。

附則

この要綱は令和 8 年 5 月 14 日より施行し、令和 8 年度予算から適用する。

別 表 1 (第 2 条、第 3 条及び第 7 条関係)

事 業	経費の内容	補助率等	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 中山間地域等 直接支払交付金	市町村が、交付金 実施要領第 4 に規定 する対象農用地にお いて、同要領第 6 第 2 項に基づく個別及 び集落協定を締結し た同要領第 6 第 1 項 に規定する対象者に 対し、別表 2 に定め る交付金を交付する のに要する経費	定 額		次に掲げる変更 以外の変更 交付金の30%を 超える変更
2 中山間地域等 直接支払推進交 付金	市町村及び推進組 織が、推進交付金交 付等要綱第 3 第 1 項 第 2 号の規定に基づ いて行う事業に要す る経費	定 額		

別 表 2 (第 2 条関係)

1 交付対象農用地の 10a 当たりの交付の上限単価

地 目	区 分	① 県の市町村に対する補助金等交付の上限単価	② 県の補助金等と併せて市町村が対象農業者等に交付する補助金等の交付の上限単価
田	急傾斜	15,750円	21,000円
	緩傾斜	6,000円	8,000円
畑	急傾斜	8,625円	11,500円
	緩傾斜	2,625円	3,500円
草 地	急傾斜	7,875円	10,500円
	緩傾斜	2,250円	3,000円
採草放牧地	急傾斜	750円	1,000円
	緩傾斜	225円	300円

注 1：交付対象農用地であって、知事特認対象農用地又は傾斜度が該当しない農用地については、緩傾斜の単価と同額とする。

注 2：傾斜区分

急傾斜農用地

田：勾配が 1/20 以上、田以外：勾配が 15 度以上

緩傾斜農用地

田：勾配が 1/100 以上 1/20 未満、田以外：勾配が 8 度以上 15 度未満

注 3：交付金実施要領第 6 第 2 項第 1 号に規定する集落協定にあつては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、同要領第 6 第 2 項第 2 号イに規定する自作地を対象としている個別協定にあつては、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合には、県の補助金等による交付の上限単価及び市町村が県の補助金等と併せて一体化して行う補助金等の交付の上限単価は、①及び②のそれぞれに 0.8 を乗じた額とするとともに、2 に掲げる加算措置は適用しないものとする。

注 4：県の補助金等と併せて市町村が対象農業者等に交付する補助金等の交付の単価が、②を下回る場合、県の市町村に対する補助金等交付の単価は、②を下回る単価に 1/2 を乗じて得た額と 1/4 を乗じて得た額の合計額とする。

2 超急傾斜農地保全管理加算

集落協定又は個別協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和 11 年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、協定農用地内の勾配が田で 1/10 以上、畑で 20 度以上である農地（以下「超急傾斜農地」という。）の保全等の取組を行う場合に、超急傾斜

農地の面積に応じて加算される額の 10a 当たりの交付の上限単価

地 目	① 県の市町村に対する補助金等交付の上限単価	② 県の補助金等と併せて市町村が対象農業者等に交付する補助金等の交付の上限単価
田	4, 5 0 0 円	6, 0 0 0 円
畑	4, 5 0 0 円	6, 0 0 0 円

注：県の補助金等と併せて市町村が対象農業者等に交付する補助金等の交付の単価が、②を下回る場合、県の市町村に対する補助金等交付の単価は、②を下回る単価に 1 / 2 を乗じて得た額と 1 / 4 を乗じて得た額の合計額とする。

3 ネットワーク化加算

協定農用地の合計面積が20ha以上となる複数の集落協定間で協議会等の設置を伴うネットワーク化（複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。）を行う集落協定、新たに他の集落協定と一つの集落協定に統合し、協定農用地の面積が20ha以上となる集落協定又は同一の地域計画の区域内に他の集落協定がない場合においては、新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2組織以上（新たに参画する組織も含む。）の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定において、協定認定年度（途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和11年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための取組を行う場合に、当該協定農用地のうち交付金の対象となる農用地に加算される額の10a当たりの交付の上限単価

地 目	協定農用地のうち 5 ha 以下の部分	
	① 県の市町村に対する補助金等交付の上限単価	② 県の補助金等と併せて市町村が対象農業者等に交付する補助金等の交付の上限単価
田	7, 5 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
畑	7, 5 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
草地	7, 5 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
採草放牧地	7, 5 0 0 円	1 0, 0 0 0 円

地 目	協定農用地のうち 5 ha 超、10ha 以下の部分
-----	----------------------------

	③ 県の市町村に対する補助金等 交付の上限単価	④ 県の補助金等と併せて市町村 が対象農業者等に交付する補助 金等の交付の上限単価
田	3,000円	4,000円
畑	3,000円	4,000円
草地	3,000円	4,000円
採草放牧地	3,000円	4,000円

地 目	協定農用地のうち10ha超、40ha以下の部分	
	⑤ 県の市町村に対する補助金等 交付の上限単価	⑥ 県の補助金等と併せて市町村 が対象農業者等に交付する補助 金等の交付の上限単価
田	750円	1,000円
畑	750円	1,000円
草地	750円	1,000円
採草放牧地	750円	1,000円

注1：1協定当たりの加算額は、100万円/年を上限（ただし、集落協定間の統合を行う場合は、統合前の協定単位で上限を設定）とする。

注2：県の補助金等と併せて市町村が対象農業者等に交付する補助金等の交付の単価が、②、④及び⑥を下回る場合、県の市町村に対する補助金等交付の単価は、②、④及び⑥を下回る単価に1/2を乗じて得た額と1/4を乗じて得た額の合計額とする。

4 スマート農業加算

集落協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和11年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、スマート農業による共同取組活動の省力化や効率化を図る取組を行う場合に、当該協定農用地のうち交付金の対象となる農用地に加算される額の10a当たりの交付の上限単価

地 目	① 県の市町村に対する補助金等 交付の上限単価	② 県の補助金等と併せて市町村 が対象農業者等に交付する補助 金等の交付の上限単価
-----	----------------------------	---

田	3,750円	5,000円
畑	3,750円	5,000円
草地	3,750円	5,000円
採草放牧地	3,750円	5,000円

注1：1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。

注2：県の補助金等と併せて市町村が対象農業者等に交付する補助金等の交付の単価が、②を下回る場合、県の市町村に対する補助金等交付の単価は、②を下回る単価に1/2を乗じて得た額と1/4を乗じて得た額の合計額とする。

沖 縄 県 知 事 あて

推進組織
住 所
団 体 名
代表者名
又は
市町村名 市町村長氏名

年度中山間地域等直接支払事業補助金等交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、沖縄県中山間地域等直接支払事業補助金等交付要綱第4条の規定に基づき、金0円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

(単位:円)

区 分	交付額	前年度交付額		
		うち 県 費	うち 市 費	うち 町 費
田				
畑				
草地				
採草放牧地				
計				

注: 集落協定及び個別協定に基づく交付額を記載する。また、別紙内訳書も添付する。

3

3 経費の配分

(単位:円)

区 分	補助金等事業 に要する経費	負 担 区 分	
		県 費	市町村費
1. 中山間地域等直接支払 交付金			
2. 中山間地域等直接支払 推進交付金			
計			

4 事業完了 (予定) 年月日

5 収支予算 (精算)

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 中山間地域等直接支払 交付金					
2. 中山間地域等直接支払 推進交付金					
合 計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 中山間地域等直接支払 交付金					
2. 中山間地域等直接支払 推進交付金					
合 計					

(別紙)

1 交付対象面積及び交付額(〇〇市町村)

(単位: m²、円)

区分	面積			交付額		
	内超急傾斜農地保全管理加算	内ネットワーク化加算	内スマート農業加算	内超急傾斜農地保全管理加算	内ネットワーク化加算	内スマート農業加算
田 ①	0	0	0	0	0	0
急傾斜						
小区画・不整形						
緩傾斜						
高齢化率・耕作放棄率						
特認基準						
特認地域						
畑 ②	0	0	0	0	0	0
急傾斜						
緩傾斜						
高齢化率・耕作放棄率						
特認基準						
特認地域						
草地 ③	0	0	0	0	0	0
急傾斜						
草地比率						
緩傾斜						
高齢化率・耕作放棄率						
特認基準						
特認地域						
採草放牧地 ④	0	0	0	0	0	0
急傾斜						
緩傾斜						
特認基準						
特認地域						
①+②+③+④	0	0	0	0	0	0

2 集落協定及び個別協定の締結状況

(単位:件、戸、㎡、円)

区 分	協定締結数	協定参加数	交付農用地 面積	交 付 額
集落協定				
個別協定				
計				

3 負担割合

(単位:円)

区 分	都道府県費	市町村費	計
通常基準			
特認基準			
特認地域			
計			

第1号の2様式(第4条関係)

文 書 記 号 番 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 あて

推進組織
住 所
団 体 名
代表者名
又は
市町村長 氏 名

年度中山間地域等直接支払事業補助金等交付決定前着手届

沖縄県中山間地域等直接支払事業補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、下記条件を了承の上、別添事業について交付決定前に着手したいので、提出する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、市町村又は推進組織が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

(別紙)

令和 年度中山間地域等直接支払事業補助金等交付決定前着手届

事業名	事業費(円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
・市町村 推進事業 ・推進組織 推進事業				

第2号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 あて

推進組織
住 所
団 体 名
代表者名
又は
市町村長 氏 名

年度中山間地域等直接支払事業補助金等変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払補助金等
については、沖縄県中山間地域等直接支払事業補助金等交付要綱第7条の規定に基づき下記のとおり
計画を変更し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、承認されたく申請する。
なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

注:金額の変更のない場合は[]の部分を除くこと。

記

記載事項については、別記様式第1号の記に準ずる。

注: 補助金等交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比
較対照できるように作成するものとし、経費の配分及び収支予算は変更に係る部分についてのみ
変更前を括弧書きで記載すること。

第3号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 あて

推進組織
住 所
団 体 名
代表者名
又は
市町村長 氏 名

年度中山間地域等直接支払事業補助金等遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払事業補助金等について、沖縄県中山間地域等直接支払事業補助金等交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり補助金等事業の遂行状況を報告する。

記

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進捗度 B/A	備 考
	円	円	%	

区分欄には、第1号様式の記の様式の「3 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

第4号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 あて

推進組織
住 所
団 体 名
代表者名
又は
市町村長 氏 名

年度中山間地域等直接支払事業補助金等実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び 年 月 日付
け 第 号で変更通知）のあった補助金等事業について、下記のとおり事業を実施したので、沖
縄県中山間地域等直接支払事業補助金等交付要綱第10条の規定に基づき、その実績を報告する。

記

（注）記の記載事項は、交付申請書様式の記の記載要領に準ずる。
ただし添付書類については、申請時以降変更のない場合は省略できる。

第5号様式（第6条関係）

番 年 号 月

沖 縄 県 知 事 あて

推進組織
住 所
団 体 名
代表者名
担当者名
(連絡先)
又は
市町村長 氏 名
担 当 者 氏 名
(連絡先)

年度中山間地域等直接支払事業補助金等の概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった補助金等事業について、下記に
より金 円を概算払によって交付されたく請求する。
なお、交付決定に際して付された交付条件については、異存ありません。

記

年 月 日現在

区 分	補助金等 事業に要 する経費	補助金等 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A)-((B)+(C))		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	出来 高	金額	〇月 〇日 迄予 定出 来高	金額	〇月 〇日 迄予 定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
	0	0	0		0		0			

注：補助金等事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は明細書を添付すること。

第6号様式（第13条関係）

番 号
年 月

沖 縄 県 知 事 あて

推進組織
住 所
団 体 名
代表者名
担当者名
(連絡先)
又は
市町村長 氏 名
担 当 者 氏 名
(連絡先)

年度中山間地域等直接支払事業補助金等の精算払請求書

金 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった補助金等事業について、下記により
円を交付されたく請求する。

記

年 月 日現在

区分	補助金等に 要する経費	補助金等 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (A-B)	備考
	0 円	0 円	0 円	0 円	

注：補助金等事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は明細書を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

(市町村名)										事業実施年度		年度 ~	年度	
事業の内容				工 期		経 費 の 区 分			処分制限期間		処分の状況		備考	
名称	工種構造・規格	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (単位:円)	経 費 内 訳(単位:円)			耐用年 数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
							国費分	地方費分	その他					
						0								
						0								
						0								
						0								
						0								
						0								
						0								
						0								
						0								
						0								
						0								
						0								
計														

注1：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 注2：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 注3：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。
 注4：この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
 注5：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。